

# 旅館業法及び同法政省令の改正について(主な内容)

## <改正の趣旨>

旅館業法の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査並びに緊急命令の創設、無許可営業者その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる。

### 【旅館業法の改正点】

- ホテル営業及び旅館営業の営業種別を、「旅館・ホテル営業」に統合。
- 無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査の創設。
- 無許可営業者に対する緊急命令(営業停止命令・措置命令)の創設
- 罰金上限引き上げ
  - ・無許可営業:3万円→100万円
  - ・その他旅館業法違反:  
2万円→50万円
- その他所要の措置  
欠格要件に暴力団排除規定等を追加

### 【旅館業法施行令の改正点】

- 最低客室数(ホテル営業:10室、旅館営業:5室)を廃止。
- 洋室の構造設備の要件の廃止。
- 1客室の最低床面積(ホテル営業:洋式客室9㎡以上、旅館営業:和室客室7㎡以上)を7㎡以上(寝台を置く客室にあっては9㎡以上)とする。
- 玄関帳簿等の基準の緩和  
⇒厚生労働省令で定める基準を満たす設備(ICT設備を想定)、玄関帳場等に代替する機能を有する設備として認める。

### 【旅館業法施行規則の改正点】

- 宿泊者名簿は、正確な記載を確保するための措置を講じ、3年間保存すること。
- 宿泊者名簿は、旅館業法の施設又は営業者の事務所のいずれかに備えること。
- 旅館・ホテル営業施設の玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準を規定。
  - ・事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
  - ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備であること。

本改正は、平成30年6月15日施行